

◆ 理事会・評議員会

計画担当者 代表理事 松倉典子

【事業目的】

精神疾患及び精神障害の予防及び治療に係る研究に関する活動と、障害者や高齢者の社会生活全般に関する支援活動を行うとともに、心の健康を普遍化して偏見をなくした心豊かな社会づくりを目指すため、適正な法人の運営を目的とする。

【事業内容】

- ①理事会の開催
- ②定時評議員会・臨時評議員会の開催

【計画内容】

- ①理事会の開催
 - 1) 決算に関する理事会と事業計画に関する理事会を年2回定期的に開催する。
 - 2) 理事会の決議が必要な案件に対し、臨時理事会を開催する。
- ②定時評議員会・臨時評議員会の開催
 - 1) 定時評議員会を開催する。
 - 2) 評議員会の決議が必要な案件に対し、臨時評議員会を開催する。

◆地域生活支援センター青明舎/特定相談支援事業所青明舎

計画担当者 センター長 森富茂子

【事業目的】

障害者および家族からの来所相談・電話相談・訪問しての相談を行い、生活全般・医療相談・日常の悩み事等へ、必要な情報の提供および助言、解決を講じ、相談内容に関わる機関との連絡調整を行うことで、相談内容の解決を図る。その他、障害者の虐待や多問題ケースへの相談・直接支援や権利擁護にも取り組む。相談受付については、各種障害の特性に応じて、家族、医療・福祉機関、地域住民、公的機関からの相談も受け付ける。また、在宅の障害者の社会参加を目指し、当センター活動室において、創作的活動の機会の提供、地域社会との交流の促進を図り、障害者・ボランティア・家族・地域住民が気軽に立ち寄れる環境づくりを行う。これらを実施することで、障害者がより円滑に地域生活を送ることができるように支援することを目的とする。

【事業内容】

- ①相談支援事業
- ②地域活動支援センター I 型事業
- ③地域相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
- ④計画相談支援事業（特定相談支援事業）

【計画内容】

①相談支援事業

1) 相談支援事業

訪問、来所相談、電話相談にて以下の相談に応じる。

- ・福祉サービスの利用援助に関する事
- ・社会資源を活用するための支援に関する事
- ・社会生活力を高めるための支援に関する事
- ・ピアカウンセリングに関する事
- ・権利擁護のために必要な援助に関する事
- ・専門機関の紹介に関する事

必要に応じて同行や関係機関との連絡調整、個別ケア会議を実施する。

委託市町村には毎月実績報告を提出。

月	行動計画
随時	訪問、来所、同行、電話相談等の対応
8月	相談支援専門員研修参加

2) 相談支援機能強化事業

相談支援機能の強化を図るため、一般的な相談支援事業に加え、相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、相談支援事業者に対する専門的指導、助言を行う。

月	行動計画
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応。 ・必要に応じ、相談支援事業者に対する専門的指導、助言を行う。 ・協議会の運営

3) 協議会の運営

月	行動計画
---	------

年3～4回	八戸市障がい者就労支援団体ネットワーク会議
年3～4回	八戸市障がい者相談支援事業者連絡会議

4) 住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な方に、必要な調整等を行う。

月	行動計画
随時	関係機関との連絡・調整等、地域生活の支援、緊急時の対応・支援

5) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申立て等について、各市町村と連携をとりながら支援する。

月	行動計画
随時	各市町村と連携

②地域活動支援センターI型事業

1) プログラム活動の企画・運営

活動室を開放し、社会生活に必要なスキルの維持・向上を図るプログラムを実施。

開館時間		月	火	水	木	金	土
9:00 ～ 16:30	午前	犬の手入れ ボランティア	手工芸	おはなし会	料理	音楽鑑賞 映画鑑賞 園芸	閉館
	午後	閉館	手工芸	運動	運動	閉館	パソコン

2) 余暇活動(行事、イベント)の企画・運営

生活のしづらさを感じやすい障害者や、引きこもり等、既存の社会資源を利用できない層の相談窓口となり、障害者と地域社会の交流を図る。

月	行動計画
4月	活動室年間スケジュールの作成
5月	ボーリング大会
6月	根城城址ピクニック
7月	すこやか祭り
8月	果物狩りツアー
9月	卓球大会
10月	達者村ぶどう狩り
11月	手作り教室
12月	もちつき大会
1月	正月鍋会
2月	映画鑑賞&茶話会
3月	外出企画

3) 障害者サポーター養成、障害に対する理解促進を図る為の普及啓発活動

医療・福祉及び地域の社会的基盤との連携強化のための調整、障害者サポーター育成、障害に対する理解促進を図る為の普及啓発活動の事業を実施。

公益事業1：障害者・高齢者・認知症者が安心して暮らせる地域づくり事業
 (1) 障害者・高齢者・認知症者を支援する事業

月	行動計画
4月	年間活動スケジュールの作成、障害者サポーター登録、サポーターデータ管理表作成
10月	サポーター養成講座 講義 サポーター養成講座 疑似体験・ボランティア体験
随時	行政、教育機関、一般企業等への出張講義

4) ライフサポート

日常生活の支援、日常的な相談への対応、日常生活の質の向上と問題解決のための援助及び情報提供を実施。

月	行動計画
4月	定期訪問者 訪問スケジュール作成
随時	訪問、来所、同行、電話相談等の対応定期訪問者
通年	入浴、洗濯、インターネット、食事作り、緊急時対応（オンコール）

③地域相談支援事業

1) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じる。

月	行動計画
随時	<ul style="list-style-type: none"> 地域相談支援給付決定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 指定障害福祉サービス事業者等との連携 地域移行支援計画の作成等 地域生活に移行するための活動に関する支援 関係機関との連絡調整等

2) 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障害者等に対して、当該障害者等との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談に応じる。

月	行動計画
随時	<ul style="list-style-type: none"> 地域定着支援台帳の作成等 常時の連絡体制の確保等 緊急の事態における支援等

④計画相談支援事業（特定相談支援事業所青明舎）

サービス利用計画の作成、事業者との連絡調整及びサービス利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。

月	行動計画
随時	<ul style="list-style-type: none"> アセスメントの実施 サービス等利用計画の作成 モニタリングの実施 その他必要な支援

◆障害者就業・生活支援センターみさわ

計画担当者 センター長 坂下優子

【事業目的】

就職を希望する障害者、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中の障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ることを目的とする。また、生活支援担当職員が、支援対象者の家庭や職場等を訪問し、支援対象者の生活上の相談等に応じ、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行うことにより、障害者の就労継続を図ることを目的とする。

【事業内容】

- ① 雇用安定事業
- ② 生活支援等事業

【計画内容】

① 雇用安定事業

1) 障害者の就業支援

就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）、求職活動の支援、職場定着支援、事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言、関係機関との連携、調整を行う。

月	行動計画
通年	職場実習場所の開拓、確保、職場実習の実施、事業所への説明、利用者への説明、委託訓練の利用、短期職場実習制度の利用、求職活動支援、職場定着支援

2) 障害者の就業支援からみる生活支援 ※②生活支援等事業との連動

生活習慣の形成、健康管理・金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言、地域生活、生活設計に関する助言、関係機関との連携、調整

月	行動計画
通年	家庭・職場・実習先への訪問巡回、職場定着支援、利用登録の意志確認、在職者交流会

3) 目標件数の設定

目標件数設定項目	目標値
支援対象障害者数 (人)	310人
障害者に対する相談・支援件数 (件)	2,800件
職業準備訓練及び職場実習のあっせん件数 (件)	25件
就職件数 (件)	36件

4) 各関係機関との連携、情報交換、報告

事業が円滑かつ効果的に行われるように関係機関と連絡を密にし、連携体制を構築する。

月	行動計画
4月	第1回障害者就業・生活支援センター連絡協議会参加
6月	第1回障害者就業・生活支援センターみさわ事業連絡会議実施 三沢市障がい者就労支援連絡会総会参加 第1回在職者交流会実施
7月	みさわ登録説明会（七戸養護学校）

公益事業1：障害者・高齢者・認知症者が安心して暮らせる地域づくり事業
 (1) 障害者・高齢者・認知症者を支援する事業

	進路講話会（青森第二高等養護学校）参加 個別登録面談（青森第二高等養護学校、七戸養護学校） 四者面談（青森第二高等養護学校、七戸養護学校）参加 上北地区特別支援連携協議会参加
8月	第2回障害者就業・生活支援センター連絡協議会参加 企業対象セミナー開催
9月	ステップアップ講座実施 第2回在職者交流会実施
10月	障害者就職面接会後援
11月	第2回障害者就業・生活支援センターみさわ事業連絡会議実施 北海道東北ブロック障害者就業・生活支援センター連絡会主催 第3回在職者交流会実施
12月	第3回障害者就業・生活支援センター連絡協議会参加
1月	ハローワーク十和田ミニ相談会後援
2月	ハローワーク三沢就職相談会後援 第4回障害者就業・生活支援センター連絡協議会参加 第4回在職者交流会実施 発達障害者支援連絡協議会参加
3月	七戸養護学校移行支援会議 青森第二高等養護学校移行支援会議
随時	県内各障害者就業・生活支援センター事業連絡会議参加 ハローワークとのチーム支援会議参加 養護学校生徒、企業実習の巡回協力
毎月	地域自立支援協議会（三沢市・十和田市）参加

5) 啓発活動

月	行動計画
9月	青森県労政・能力開発課との優良事業所見学会

②生活支援事業

1) 日常生活の自己管理に関する指導・助言

月	行動計画
随時	生活習慣の形成や日常生活の自己管理のための助言 健康管理や金銭管理等に関する指導・助言 保険医療機関、生活支援サービス利用の支援

2) 地域生活に関する指導・助言

月	行動計画
随時	住居の確保や年金などの申請 活用できる福祉サービスの利用調整 就業後や休日における余暇活動についての指導・助言

3) 生活設計に関する指導・助言

月	行動計画
随時	長期的な視野での生活設計等について指導・助言 本人の自己選択・自己決定の支援

4) 家族、知人との関係の調整や緊急時の対応等の支援を行う。

5) その他就業及びこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援を行う。

◆こころすこやか財団グループホーム

計画担当者 管理者 森富茂子

【事業目的】

長期にわたる入院、施設入所している障害者で、ある程度の生活能力を有しているが、専門の支援者による生活支援が行われることで、共同生活を送ることに支障が無い者について、生活の場を提供し、自立した生活を援助することを目的とする。また、介護給付サービス支給決定を受けた利用者に対しては、委託先の居宅介護事業所と連携し「外部サービス利用型」として居宅支援サービスの調整を行う。

【事業内容】

- ① こころすこやか財団グループホームの運営
 (あおぞら：定員女性7名 あおば：定員男性5名 あおめ：定員男性6名
 あおみ：定員男性7名)

【計画内容】

①こころすこやか財団グループホーム（外部サービス利用型）の運営

- 1) 利用者の意向、適正、障害の特性を踏まえた、個別支援計画を作成しサービスを提供する。また継続的な評価を実施し、適切かつ効果的な援助を提供する。

月	行動計画
適宜	新規利用者個別支援計画の作成
随時	アセスメントの実施 モニタリングの実施（6ヶ月以内） 支援計画の見直し

- 2) 関係機関との情報共有及び連携。

利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立ったサービスの提供、及び医療、関係機関、家族との密接な連携を図る。

月	行動計画
随時	通院の同行、関係機関への同行 家族との連絡、情報交換 ケア会議の実施、参加

- 3) 生活の質及び健康を維持。

月	行動計画
適宜	苦情処理委員会の開催
年2回	避難訓練
随時	服薬の管理・住民検診の実施 建物・設備管理

- 4) 生活費等の金銭管理

家賃、水道光熱費、その他日常生活に要する費用に関する金銭管理について指導する。

月	行動計画
毎月	会計に関する諸記録の整備

公益事業1：障害者・高齢者・認知症者が安心して暮らせる地域づくり事業
 (1) 障害者・高齢者・認知症者を支援する事業

5) 訓練等給付費の請求・受領業務

毎月サービス利用費を国保連へ請求する。また国保連よりサービス利用費の代理受領業務を行う。

月	行動計画
毎月10日	訓練給付費及び介護給付費の国保連への請求
毎月	会計に関する諸記録の整備

6) 外部サービス（居宅介護事業者）利用時の連絡調整

月	行動計画
随時	個別支援計画に応じた居宅介護事業所への依頼・連絡調整 委託費の支払い

7) グループホームの移転準備

現在のおおみを定員10名として移転する目的で、土地（八戸市田面木赤坂39-7）を取得し建設を進めている。

◆グループホーム青風荘

計画担当者 施設長 高橋昭徳

【事業目的】

介護サービス包括型共同生活援助事業として、主として夜間において入浴・排せつ・食事・洗濯・掃除等のサービスを提供する。また生活全般に関する相談及び助言、その他関係機関との連絡調整など、日常生活に必要な支援を行い、地域において自立した日常生活を営むことができるよう援助し、身体及び精神の状況等に応じて、適正なサービスを提供することを目的とする。

【事業内容】

- ①. グループホーム青風荘（介護サービス包括型）の運営 ※定員 20 名

【計画内容】

- ①. グループホーム青風荘の運営

- 1) 共同生活住居における日常生活上の支援、相談、日中活動連絡調整
 - ・日常生活上の介護、支援、家事、相談、助言等の実施
 - ・日中活動の場等との連絡・調整
 - ・定期的な家族面談
- 2) 個別支援計画の作成・ケアマネジメントの実施
 利用者の意向・適正・障害特性を踏まえた支援計画の作成とサービスの提供。6 ヶ月以内でモニタリングを実施し、適正かつ効果的なサービスを提供する。

月	行動計画
随時	アセスメントの実施 個別支援計画の作成 モニタリングの実施（6 ヶ月に1 回以上） 個別支援計画の見直し

- 3) 施設運営に関する会議

月	行動計画
毎週	利用者に関する情報・連絡事項・支援内容の見直し等を所内会議で検討

- 4) 関係機関との情報共有、及び連携

月	行動計画
適宜	必要に応じて関係機関・家族への情報提供 ケア会議への参加

- 5) 生活の質の向上・維持

月	行動計画
適宜	苦情処理委員会の開催
6 月・11 月・2 月	避難・防災訓練の実施
6 月・9 月 1 2 月・3 月	消防用設備の自主点検実施（自主点検は 3 ヶ月に 1 回実施。 30 年度分の消防用設備等点検結果報告書・点検記録表・自主点検票を H31 年 4 月に消防署へ提出）

- 6) 健康管理

病状管理、ストレス対処、定期検診等の支援を行う。

公益事業1：障害者・高齢者・認知症者が安心して暮らせる地域づくり事業
 (1) 障害者・高齢者・認知症者を支援する事業

	行動計画
毎日	必要に応じて対象者のバイタルを測定する
4月	年間の定期検診計画の作成 (採血・心電図・胸部 X-P・頭部 CT など)

7) 生活費等の金銭管理

利用者・家族の希望に応じて生活費等の金銭管理等を行う。

月	行動計画
適宜	新規利用者へ金銭管理方法を確認 事業所で通帳・印鑑・現金等の預かり証作成

8) 介護給付費請求・受領業務

毎月サービス利用費等を国保連へ請求する。また国保連よりサービス利用費の代理受領業務を行う

月	行動計画
毎月10日まで	サービス利用費等を国保連へ請求

9) 余暇活動支援

施設内でのレクリエーション活動の実施

月	行動計画
随時	バスハイク、公共施設見学、忘年会など季節や時期に応じたレクリエーションを企画し実施する

◆障害者生活訓練施設 青山荘

計画担当者 管理者 高橋 昭徳

【事業目的】

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持・向上を目的に、日常生活全般に関わる必要な生活訓練を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供、地域連携に努める。

【事業内容】

- ① 障害者生活訓練施設 青山荘の運営
 - ※ 通所型生活訓練：定員 20 名 宿泊型生活訓練：定員 20 名

【計画内容】

- ① 障害者生活訓練施設 青山荘の運営

1) 個別支援計画の作成、モニタリングの実施

利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて、利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき達成目標を設定し、サービス担当者会議を経て個別支援計画を作成する。個別支援計画書作成後、3ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行う。

月	行動計画
随時	アセスメントの実施 個別支援計画の作成 モニタリングの実施（3ヶ月に1回以上） 個別支援計画の見直し

2) 社会生活力を高めるためのプログラムを実施

- ◆ 健康管理
- ◆ 食生活
- ◆ セルフケア（保清）
- ◆ 生活リズム
- ◆ 安全・危機管理
- ◆ 金銭管理
- ◆ すまい
- ◆ 掃除・整理
- ◆ 買い物
- ◆ 服装
- ◆ コミュニケーション
- ◆ 外出・余暇支援
- ◆ 運動

月	行動計画
毎月20日	翌月のプログラム予定表を作成
毎日	各利用者に合わせて集団・個別プログラムを実施

3) 運営に関する会議

利用者に関する情報の共有、連絡事項、支援内容の見直しなどについて会議内で検討する。

公益事業1：障害者・高齢者・認知症者が安心して暮らせる地域づくり事業
 (1) 障害者・高齢者・認知症者を支援する事業

月	行動計画
毎週	利用者に関する情報・連絡事項・支援内容の見直し等について所内会議を行う

4) 関係機関との情報共有、及び連携

利用者の意志及び人格を尊重し利用者の立場に立ったサービスの提供、及び医療、関係機関、家族との密接な連携を図る。

月	行動計画
適宜	必要に応じて関係機関・家族への情報提供（家族交流会）、ケア会議の招集、ケア会議への参加

5) 生活の質の向上・維持

月	行動計画
適宜	苦情処理委員会の開催
9月・2月	避難訓練（消防計画・報告書の提出）
6月・9月 12月・3月	消防用設備の自主点検実施（自主点検は3ヶ月に1回実施。 30年度分の消防用設備等点検結果報告書・点検記録表・自主点検票をH31年4月に消防署へ提出）

6) 生活費等の金銭管理

利用者・家族の希望に応じて生活費等の金銭管理等を行う。

月	行動計画
適宜	新規利用者へ金銭管理方法を確認 事業所で通帳・印鑑・現金等を預かる際は、預かり証にサインを いただいてから預かる

7) 訓練等給付費の請求及び受領業務

毎月サービス利用費等を国保連へ請求する。また国保連よりサービス利用費の代理受領業務を行う。

月	行動計画
毎月	サービス利用費等を国保連へ請求

◆障害者就労移行支援事業

計画担当者 代表理事 松倉典子

【事業目的】

障害者が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持・向上、また社会経済活動への参加として就労訓練を行い、社会参加を促進すると共に、障害者の自立した生活を助長することを目的とする。

【事業内容】

- ① 障害者就労移行支援事業所の立ち上げ準備
※開設時期未定

【計画内容】

- ① 障害者就労移行支援事業の開設準備
 - 1) 設置場所の検討
 - 2) 開設時期の検討

◆結び家

計画担当者 管理者 田中秀美

【事業目的】

認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供し、利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供することにより、自宅にこもりがちな利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的とする。

また、若年性認知症者及びその家族を対象としたサロン活動を通して、本人や家族の交流の場として、仲間作りや家族の精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

【事業内容】

- ② (介護予防) 認知症対応型通所介護事業の運営
- ③ スタッフ教育
- ④ 若年性認知症サロンゆうきの運営

【計画内容】

- ① (介護予防) 認知症対応型通所介護事業の運営
 - (1) 通所支援事業
 - 1) 日常生活とのつながりを意識した認知症者の自立につながるサービスの提供
 サービス提供日：月曜日～金曜日（年末年始は除く）

月	行動計画
通年	生活を意識したプログラムの提供
通年	個々にあったプログラムの実施
随時	外出プログラムの実施 季節を感じることでできる外出プログラムの実施 社会参加型のプログラムの実施

- 2) 在宅生活を支えるための地域・家族交流の実施

月	行動計画
年2回	家族参加型の行事の実施
利用日ごと	送迎時に、利用の様子報告及び情報交換、苦情等の受け付けを実施
随時	ボランティア・慰問の受け入れ 地域敬老会・地域新年会への出席
年1回	グッジョブ受入

- 3) 安定した収入の確保

月	行動計画
通年	広報活動 医療機関、居宅介護支援事業所等への広報活動の実施。

- 4) 他事業所との連携

市内 7 施設の認知症対応型通所介護施設と年に 2 回の会議を開催し、制度の動向ならびに認知症に特化したプログラムや事例紹介などの情報交換を行う事で、職員の資質・専門

性の向上を図るとともに他事業（デイサービス、通所リハビリテーション）との区分けを行う。

(2) 相談支援事業

認知症高齢者だけではなく、若年性認知症及び認知症を発症した障害者の相談にも積極的に応じ、適したサービスを利用できるよう情報の提供を行う。他事業所と連携を図り、認知症者本人の豊かな地域生活につながるよう支援を実施する。

月	行動計画
随時	電話相談、来所者への相談対応 居宅等への訪問による相談対応

② スタッフ教育

スタッフの質の向上を図る事で、サービスの質の向上につなげる。

月	行動計画
事業所内定期研修 各項目につき年1回	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護の基礎知識、接遇向上への取り組み ・認知症者の権利擁護と虐待防止について ・利用者のプライバシー保護について ・感染症・食中毒の予防及びまん延の防止について ・緊急時対応、防災対策について ・事故発生等の緊急時の対応について ・倫理及び法令順守 ・従事者のためのストレスマネジメント
随時	外部研修への参加

③ 若年性認知症サロンゆうきの運営

若年性認知症者及びその家族を対象としてサロン活動（すこやかサロン結喜）を月1回実施し、本人や家族の交流の場として、仲間作りや家族の精神的負担の軽減を図る。

月	行動計画	
	婦人部（つどい・作業）	当事者
4月	つどい	昼食準備
5月	外出（道の駅おおの そば・銭湯）	
6月	つどい	昼食準備
7月	外出（さくらんぼ狩り）	
8月	つどい	昼食準備
9月	つどい	昼食準備
10月	外出（道の駅七戸 買い物ツアー）	
11月	つどい	昼食準備
12月	つどい	昼食準備
1月	つどい	昼食準備
2月	つどい	昼食準備
3月	つどい	昼食準備

◆ケアプランセンター まゆすい

計画担当者 和久井津恵子

【事業目的】

介護を必要とする方が、居宅で適切にサービスを利用できるように介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望等にそってケアプランを作成し、医療や介護サービス事業所との連絡・調整等を行い、適切なサービスが提供されるよう計画することで、居宅で自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。

【事業内容】

- 1 居宅介護支援事業所の運営
- 2 サービスマネジメントシステムの確立
- 3 介護支援専門員としての人材育成

【計画内容】

1. 居宅介護支援事業所の運営
 - 1) 介護（予防）給付支援サービス

①利用実績の管理

ケアプランの作成、介護サービス提供事業所との連絡調整及びサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。

	行動計画
月	適切な給付管理を行い、的確な請求（加算項目等）及び過誤請求を防止する
	介護予防給付実績・請求提出 介護保険実績確認・請求書提出
毎月 15日～月末	利用者訪問・サービス提供票の交付
随時	サービス担当者会議の実施

②運営基準等法令を遵守し、適切な運営管理を行う

	行動計画
毎月	法令、運営基準等の再確認、情報収集、必要な書類の定期的なチェックを行う。
随時	利用者に関する支援内容を記録する

③保険者からの介護認定調査の委託契約月6件程度

委託を受けた場合、調査基準に基づき公平公正で客観的かつ正確に調査が行なわれるようにする。

2) 運営上の透明性の確保と継続性

①地域福祉への貢献を目指して、積極的に地域に情報を発信していく。

情報の内容、種別等については、ホームページ委員会との連携、またはパンフレット等の見直し、作成、介護情報公表システムの登録を行い、さらにより良い情報発信を心掛ける。

②新規利用者を獲得していくため病院の医療連携室や、各在宅介護支援センター、地域包括支援センターと連携するとともに地域の活動に積極的に参入し、発信していく。

2. サービスマネジメントシステムの確立

1) 利用者・家族の在宅生活の支援

- ①利用者が可能な限り在宅生活において個々の能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、十分な聞き取りを実施し利用者のニーズを把握する。
 - ②利用者自立支援のため必要な医療情報に対する専門的観点からの情報を得る。また入退院時においては医療との連携を行い情報提供中での関わりにおいて在宅生活の復帰するにあたって医療保険から介護保険サービスがスムーズに行えるように連携する。
 - ③有料老人ホーム入居者より、相談や依頼があった場合は受け介護保険制度などの説明を丁寧に行い、希望に応じて申請代行を行っていく。
 - ④事業所内にて事例検討会を実施し、すべての利用者の情報の共有により、担当ケアマネの不在時に対応できるようにし、利用者・家族の信頼を得られるようにする。
 - ⑤公益社団法人認知症の人と家族の会青森県支部からの情報を得ることで、地域福祉における社会的な役割を果たすとともに、利用者の視点を重視してケアプランの作成を行う。
3. 介護支援専門員としての人材育成
- 1) 介護支援専門員としての資質向上、専門知識、技術向上を図る。
 - ①ケアマネジメント、認知症ケア、接遇、対人援助技術、苦情処理等に関する研修会・講習等に積極的に参加し、職員の資質向上及び情報収集を行っていく。
 - ②定期的に事業所内における内部研修を行い、また法人研修にも参加する。
 - ・法人内研修（2回程度/年）への参加。
 - ・法人内勉強会（1～2回程度/月）の参加。
 - ・居宅会議を月1回実施し、すべての利用者の情報を共有し把握していく。

◆ 青森県若年性認知症総合支援センター

計画担当者 荒川綾乃

【事業目的】

若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。これらの問題を解消し、若年性認知症の一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

【事業内容】

- ① 若年性認知症総合支援センター事業の運営

【計画内容】

- ③ 若年性認知症総合支援センター事業

1) 相談支援事業

若年性認知症の多岐にわたる相談のワンストップ窓口の開設し、訪問、来所相談、電話相談、相談会等にて以下の相談に応じる。

- ・福祉サービスの利用援助に関すること
- ・社会資源を活用するための支援に関すること
- ・社会生活力を高めるための支援に関すること
- ・権利擁護のために必要な援助に関すること

※必要に応じて同行や関係機関との連絡調整を実施。

月	行動計画
9月中旬	第1回出張相談実施（つがる市）
10月上旬	第2回出張相談実施（三沢市）

2) 若年性認知症自立支援ネットワーク会議の実施

発症初期から高齢期まで本人の状態にあわせた適切な支援が図られるよう、医療・介護・福祉・雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築するための会議を年1回開催する。

月	行動計画
8月中旬	第1回ネットワーク会議実施

3) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修

若年性認知症の人に対する日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識/技術を習得するための研修を年1回実施する。

月	行動計画
7月	研修内容等企画作成
9月下旬	研修会の実施

◆ 事例検討会

計画担当者 荒川綾乃

【事業目的】

認知症者になってもその人らしく生活していくために、どのような支援が必要か、またどのような体制が必要かを福祉専門職の方と事例をもとに検証し、認知症者の処遇の向上を目指す。

【事業内容】

- ① 地域で認知症に携わっている専門職の方と、事例検討会を実施。

【計画内容】

- ① 地域で認知症に携わっている専門職の方と事例検討会を実施。
1) 市内の福祉専門職を対象に、認知症の事例を基に各事業所での対応の仕方等を検討するための検討会を運営。

月	行動計画
10月	事例検討会開催

◆ メンタルヘルス事業

計画担当者 代表理事 松倉典子

【事業目的】

平成27年12月1日、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」によりストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が施行された。これにより、50名以上の労働者を雇用する事業所は、年1回ストレスチェックを実施する義務が生じたことから、精神科医療と連携することで、県内の事業所を対象とし、ストレスチェック共同実施者として業務を受託し、広く労働者のメンタルヘルス不調の未然防止に努めることを目的とする。

【事業内容】

- ② ストレスチェックのWEB実施。
- ③ 労働者への事前研修の実施。

【計画内容】

- ② ストレスチェックのWEB実施。
 2) 県内の事業所を対象に依頼に応じて業務を受託。

月	行動計画
7月	各事業所とストレスチェック実施スケジュールの確認
8~11月	ストレスチェック実施・結果分析等

- ③ 労働者への事前研修の実施。
 1) 事業所からの依頼に応じて事前研修の実施。

月	行動計画
適宜	ストレスチェック制度の概要説明及び重要性の研修会実施。

◆障害者の作品展示

計画担当者 代表理事 松倉典子

【事業目的】

障害者が創作した美術作品を広く一般に公開する場を設け、その作品の発表・展示する機会を提供することにより、障害者の教養と自主活動意欲を高め、文化交流及び障害者の社会参加の推進を図る。また、障害者の美術作品を通じて地域住民の方に対し、障害の理解・認識を促進することを目的とする。

【事業内容】

- ⑤ 障害者の作品展示
- ⑥ 作品見学会の実施

【計画内容】

- ① 障害者の作品展示
 - 1) 病気の症状等の現れともいえる作品に触れる機会を設けることで、より多くの人に病気や障害についての理解を深めていただく。
 - 2) すこやか会館での作品常設展示。

月	行動計画
随時	常設展示

- ② 作品見学会の実施
 - 1) 法人で行う各研修会を利用し、来場者に対して作品紹介・説明等を行なう事で、より障害者への理解を深めていただく。
 - 2) 事前予約を受付けて見学会を実施する。

月	行動計画
随時	来場者に対する作品紹介・説明
随時予約時	事前予約者への作品紹介・説明

◆障害者・高齢者・認知症者の福祉に関する 研修会、講演会、イベントの開催

計画担当者 高橋昭徳

【事業目的】

障害者、障害者、認知症者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実と日常生活上の問題を解決する専門職員の支援及び地域住民や家族による協力が不可欠となる。それらに関連する研修会、講演会、イベントを定期的を開催することで障害者、高齢者、認知症者が安心して暮らせる地域づくりを目的とする。

【事業内容】

- ① 障害者、高齢者、認知症者の地域生活支援に関する研修会を開催し、障害者、高齢者、認知症者及びその家族、地域住民、公的機関の職員との連携、協働による地域福祉のネットワークづくりを推進する。
- ② 障害者、高齢者、認知症者を支える家族、専門職員、一般の方を対象とした講習会を開催することにより、質の高いサービスの提供を日々の支援で行えるようにする。
- ③ 障害者、高齢者、認知症者への偏見を除去し、地域住民との交流を図るためのイベント等を開催する。

【計画内容】

①～③共通

月	行動計画
6月	高齢者福祉に関する講演会の開催
7月	すこやか祭りの開催
9月	ラン伴2017参加 ※認知症フレンドシップクラブ主催
12月	もちつき大会の開催
2月	障害者福祉に関する講演会の開催

◆ 介護予防

計画担当者 小笠原 裕美子

【事業目的】

住民の一人ひとりが健康維持についての高い意識を持ち、介護予防に関する取り組みを実践する事で要介護状態とならず、住み慣れた場所での生活を継続する事ができる。また、地域の中で仲間づくりをすることで閉じこもりを予防し、楽しみながら転倒予防や認知症予防等の取り組みを実践し健康寿命を延ばしていけることを目的とする。

【事業内容】

地域住民を対象に介護予防に繋がるプログラムを実施

【計画内容】

地域住民を対象に筋力維持や認知症予防等、介護予防に繋がるプログラムを実施。
 市内の包括支援センター等と協力しながら、高齢者を対象とした介護予防等に関連した講演会や健康教室を実施する。
 要介護状態になることを防止するために、在宅高齢者向けに予防教室等を開催する。

月	行動計画
随時	転倒予防や認知症予防等の介護予防に関する講義を実施。 脳リハビリプログラムの実施。 健康に関わる各種講義の実施。

◆ 成年後見制度の利用に関する支援

計画担当者 代表理事 松倉典子

【事業目的】

個人の尊厳を重視する権利擁護活動において、権利擁護の推進を図ることを目的とする。障害者や高齢者、認知症者で判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるように権利擁護事業や成年後見制度の利用に関する支援を行います。

【事業内容】

- ① 法人スタッフの権利擁護活動の支援
- ② 法人後見、後見監督人業務等の立ち上げの検討

【計画内容】

- ① 法人スタッフの権利擁護活動の支援
 - 1) 権利擁護活動を行う法人職員の権利擁護に関する活動を支援する。
 - 2) 成年後見制度利用に関する相談支援
成年後見制度利用に関係する相談を受け付け、障害者、高齢者、認知症者の権利が守られるように支援することで、安心した地域生活の継続につなげる。
- ② 法人後見、後見監督人業務等の立ち上げの検討
法人後見等に関する事業の立ち上げについて検討する。

◆もの忘れ検診機器の貸出

計画担当者 佐々木由香理

【事業目的】

事業実施を通じて、もの忘れ検診をより普及し、認知症予備軍の方々を見つけ出し、適切な予防活動と医療機関受診につなげ、認知症の早期発見、早期受診を目的とするとともに普及活動を行う。

【事業内容】

- ① タッチパネル式のもの忘れ検診機器の貸出
- ② もの忘れ検診機器の点検

【計画内容】

- ① タッチパネル式のもの忘れ検診機器の貸出
 - 1) 県内外の各市町村・団体等への機器貸出
 機器の貸出を行う。また必要に応じて機器の説明を行う。

月	行動計画
随時	各市町村・団体等より依頼時に貸出

- ② もの忘れ検診機器の点検

月	行動計画
4月	タッチパネル機器の点検及びメンテナンス

◆認知症徘徊 SOS 模擬訓練

計画担当者 小笠原 裕美子

【事業目的】

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続ける事ができる社会」を目指すためには地域包括ケアシステムの構築が不可欠である。その為に熱意と経験のあるリーダーの存在や呼応して行動に移せる地域コミュニティの力、そして県や各市町村による支援といった諸条件の相乗効果が重要である。経験交流をしながら、自分たちの取組みに更に工夫を加え改善していき、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりのために、主体的に学び、行動するコミュニティとコミュニティの連帯の輪を作る事を目的とする。

【事業内容】

- ① 八戸市田面木地区での認知症徘徊 SOS 模擬訓練の実施
- ② 八戸市田面木地区以外でのネットワークの立ち上げ協力、組織化への支援の実施

【計画内容】

- ① 八戸市田面木地区での認知症徘徊 SOS 模擬訓練の実施

1) 認知症徘徊 SOS 模擬訓練の実施

月	行動計画
8月	訓練実施の為に田面木まごころネットワーク会議の実施
10月	田面木まごころネットワークと協働し、模擬訓練の実施

2) 認知症サポーター養成講座の実施

参加者へ認知症についての理解を深めるために講座を実施する

月	行動計画
10月	認知症サポーター養成講座実施

- ② 八戸市田面木地区以外でのネットワークの立ち上げ協力、組織化への支援の実施。
 他地区からの依頼等があった場合のネットワークの立ち上げ協力及び組織化へ向けて講義・支援等を行う。

◆自動販売機等の設置及び不動産貸付事業

計画担当者 佐々木由香理

【事業目的】

収益事業で収入を得ることにより、公益目的事業へみなし寄附をすることで、公益目的事業の運営資金とする。

【事業内容】

- ① 自動販売機及び公衆電話の設置
- ② 不動産貸付に関する事業

【計画内容】

- ① 自動販売機及び公衆電話の設置

1) 清涼飲料水の自動販売機の設置

- 八戸市田面木赤坂 14-4 地域生活支援センター青明舎敷地内（1台）

月	行動計画
随時	販売機周辺の清掃・業者との契約確認・打合せ等

2) 公衆電話の設置

- 八戸市田面木松長根 5-4 グループホームあおぞら内
- 八戸市田面木赤坂 26-7 グループホームあおめ内
- 八戸市田面木赤坂 35-9 グループホーム青風荘内
- 八戸市田面木赤坂 35-35 障害者生活訓練施設青山荘内

月	行動計画
随時	集金及び公衆電話機の点検

- ② 不動産貸付に関する事業

1) 屋外広告用看板スペースの賃貸借

- 八戸市田面木赤坂 14-4 地域生活支援センター青明舎壁面

月	行動計画
随時	借主との契約確認・打合せ 支払の確認

2) 土地の賃貸借

- 八戸市田面木赤坂 22-1
- 八戸市田面木赤坂 22-2
- 八戸市田面木赤坂 24-1
- 八戸市田面木赤坂 24-2
- 八戸市田面木赤坂 24-4
- 八戸市田面木赤坂 24-5

月	行動計画
随時	借主との契約更新確認・打合せ 支払の確認